

通報時に必要となる情報について

10月に入り、**野鳥では既に高病原性鳥インフルエンザの陽性事例も確認**されています！

「2倍ルール」等で家きんの異常についてご連絡を頂いた際、家畜保健衛生所は以下の**情報を聞き取り**ます。
お手元に**メモ等を準備**してからご連絡ください。

○聞き取り事項

【異常家きん発見鶏舎】

家保は、以下の情報を農林水産省に報告後、農場に立ち入ります。

- ①飼養羽数、日齢
- ②死亡羽数、衰弱羽数
- ③過去21日間の死亡羽数
- ④鶏舎のどのあたりで死んでいたか

優先

【その他の全鶏舎】

以下の情報は、家保が農場に向かっている途中に準備してください。

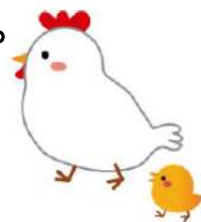
- ①鶏舎ごとの飼養羽数
- ②鶏舎ごとの過去7日間の死亡羽数

その後

○注意事項

通報時には、**死亡鶏を必ず保管**しておいてください

通報後には、家保が農場に立ち入り、死亡家きんと異常家きん、その他の家きんの状況を確認し、異常が認められる家きん舎ごとに簡易検査を実施します。死亡鶏を処分すると検査ができず、万が一の際の発見の遅れ、他農場への感染拡大につながりますので必ず死亡鶏を保管してください。



異状をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728
夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018